

令和4年8月9日

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、株式会社三関建築設計事務所に対し、同社が低入札価格調査を拒否したことから、指名停止2か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社三関建築設計事務所は、令和4年7月28日に開札した営繕部発注の「函館視力障害センター改修22設計業務」において、低入札価格調査の対象となりましたが、入札価格に誤りがあったことを理由に、令和4年7月29日付けで低入札価格調査辞退届を提出し、同調査を拒否したため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社三関建築設計事務所	函館市桔梗3-11-12

2. 指名停止措置期間：令和4年8月9日～令和4年10月8日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 小高 洋輔（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

